

まちづくり懇談会におけるご意見と素案への反映について

● 南地域（富士見地区、柴崎地区、錦・羽衣地区）

分野	取り組みや活動アイデア	都市マスへの反映	該当箇所
土地利用	（西国立について） ・西国立駅に商業に特化したエリアを設ける	（西国立について） 西国立駅の周辺については、人々の活動や交流を場となる「生活の中心地」として位置づけ、地域コミュニティや身近な生活を支える拠点として育成することとしています。この拠点の形成に向け、JR 南武線の鉄道立体化計画に合わせた駅前整備とにぎわい創出について本計画に示しました。	4 章-1 節-(2)- ② など
	（商業の活性化について） ・地域内の商店を増やして、にぎわいを作りたい	（商業の活性化について） 立川駅周辺においては、商業の活性化にも資する、低層部への商業・業務機能等の誘導、歩行空間のあり方や駐車場の適正配置などについて関係団体と検討を進め、これを踏まえた土地利用の誘導により商業の活性化や、にぎわいの連続性向上を図ることを示しました。	4 章-1 節-(2)- ① など
道路・交通	（道路・歩行空間について） ・自転車、車、人が共存できるしくみを作る →自転車レーンをつくる →駅周辺に車を入れないのもアリ ・道沿いに休めるベンチを設置する（栄緑地のように） ・自転車の右側通行が横行しているため、左側通行を徹底させる →公園西通りなど、右側通行可のところがあり混乱している	（道路・歩行空間について） 地区計画の活用により歩行空間の拡充を進めることや、立川駅周辺において官民一体的な道路等の空間の有効活用を進めることを本計画に示しました。	4 章-2 節-(2)- ③
	（交通手段について） ・高齢者が車を使わなくても移動ができるようにする ・レンタル自転車 Bird のような事業を推進し、近隣の駅までの交通手段を充実させる ・駅前の案内をもっと分かりやすくする ・官民連携で、自動車・マイクロバス or C02 出さないものを導入する ・無人化、AI が進んだら便利そう ・くるりんバスの二次元コードを使いやすく（くるりんバス来たの？まだなの？を確認） →二次元コードだけでない、タブレットですぐ見られる仕組みは無い？ ・都市計画道路整備と合わせて LRT を導入（建設の見返りに） ・無人化、AI が進んだら便利そう ・路面電車を通す	（交通手段について） 「地域公共交通計画（策定中）」に基づき、近隣都市間や拠点間を結ぶ主要なバス路線の維持とともに多様な移動手段を展開することを本計画に示しました。	4 章-2 節-(2)- ②
	（青梅線について） ・青梅線連続立体化と、立川-拝島間の地下線化	（青梅線について） 本計画において、青梅線の立体交差化を関係機関に要請することを方針として示しました。	4 章-2 節-(2)- ①
	（公園等の活用について） ・使われていない公園を活かす ・スタンプラリーを絡めてさくらウォークを実施 ・根川のライトアップイベントは良かったためまた開催されると良い →夜桜のライトアップは集客効果が大きい ・かわまちづくりの推進（今ある資源を上手く使う！） ・使われていない河川敷を活用する →多摩川の河川敷でバーベキューができるようにするなど	（公園等の活用について） 本計画において、別途策定中の「立川市公園施設管理運営方針」に基づき、計画的な公園の再編や、開発行為により市に提供される公園設置基準等の見直し、民間活力の導入等により、新たな時代のニーズに応えた市民のための公園づくりに取り組んでいくことを示しました。	4 章-3 節-(2)- ③
都市景観			
安全・安心			
にぎわい・活力	（交流の場等について） ・営利活動のできる施設・場所をつくる（スタートアップ） →若者、新参者との関係づくりがしづらい、交流のきっかけがない ・営利活動でイベントができるようにする ・南側でマルシェ！個人商店など	（交流の場等について） 策定中の産業振興計画とともに、本計画においても、スタートアップ企業に対応した創業者向け事業スペースや居場所づくり等によるイノベーションの創出と魅力ある創業環境づくりを進める旨を示しました。また、エリアマネジメントを推進し、官民が連携した都市空間の創出や活用を進めていくことを示しました。	4 章-6 節-(2)- ①

まちづくり懇談会におけるご意見と素案への反映について

	（回遊性について） ・南口駅前の回遊性を向上（北口は楽しい！） ・北口と南口の間をつなぐ	（回遊性について） スポーツ、アニメ・ドラマ、グルメ、アートなど、様々な観光資源の魅力が発信され、市民や来街者が体験・交流する場の創出により、人々の交流の活性化や市内の回遊性、再来訪の増進に取り組むことを方針として示しました。	4章-6節-(2)-①
その他	・転入してきた人を誘うきっかけ作り（商店街のクーポンやチケットを配る等） ・地域の課題を解決するカレッジの開催 ・よそ者、高校生、大学生を取り込んで人を集め、活動に繋げる ・自発的な活動を増やす ・（行政に頼らずに）住民が自立する。自分達でできることは自分たちでやる ・官民連携で、学校を自然と共に遊べる場所へ 例）砂山、ボール遊び、たき火、水、モンキーロープ ・公共施設を借りやすく、利用しやすくする ・学校や防災訓練のつながりを利用する ・日野市など、自治体間で交通面の連ケイ ・行政と協力して防災の取組み ・夜間にゴミ収集することで朝のまちをキレイにする	今後の社会変化に対応した持続可能なまちづくりを進めるため、市民・事業者・行政が一体となったまちづくりを推進するしくみを構築し、まちづくりに関する市民参加や地域が主体となって行う活動を支援することを、方針として示しました。 また、本計画の実現にあたっては、事業者による開発事業との調整が必要となることから、大規模開発事業等の展開や地域社会の変化に対応した新しいまちづくりのしくみを構築することを、方針として示しました。 今後、このしくみづくりを進めるうえでの参考とさせていただきます。	6章-1節-2-(3)

まちづくり懇談会におけるご意見と素案への反映について

● 中央地域（曙・高松地区、泉・緑地区）

	取り組みや活動アイディア	都市マスへの反映	該当箇所
土地利用			
道路・交通	（道路・歩行空間について） ・歩きたくなる地域になると良い ・駅までの道に緑を増やしたら歩くわずらわしさが減るかもしれない	（道路・歩行空間について） 地区計画の活用により歩行空間の拡充を進めること、民有地内における緑化を誘導すること等について方針を示しました。これに基づき、地域の特性に応じた地区計画を決定することで、歩きやすく歩きたくなる地域の実現につながるものと考えます。	4章-2節-(2)-③ など
	（交通手段について） ・バス路線や道路の整備により、交通アクセスを良くする ・ららぽーと⇄住民間の交通手段がもっと必要 ・都市計画道路3・3・30号線、3・1・34号線、3・2・10号線に、建設の見返りとしてLRTを導入 ・回送車の活用	（交通手段について） 「地域公共交通計画（策定中）」に基づき、近隣都市間や拠点間を結ぶ主要なバス路線の維持とともに多様な移動手段を展開することを本計画に示しました。	4章-2節-(2)-② など
	（中央線の複々線化について） ・中央線地下急行線国分寺 - 立川に絞り、先行着工すべき	（中央線の複々線化について） 区部中心部とのネットワーク強化による、利用者の利便性向上や都市間連携の強化を図るため、中央線複々線化の早期事業化を関係機関に要請していくことを方針として示しました。	4章-2節-(2)-②
みどり・環境	（公園について） ・公園の機能を増やして、子どもや高齢者が安心安全に集まる場所にする ・緑の維持にはお金がかかる（補助では足りない、見通しは確保してほしい） →自治が出来なくなったらシルバーさんに協力してもらう	（公園について） 本計画において、別途策定中の「立川市公園施設管理運営方針」に基づき、計画的な公園の再編や、開発行為により市に提供される公園設置基準等の見直し、民間活力の導入等により、新たな時代のニーズに応えた市民のための公園づくりに取り組んでいくことを示しました。	4章-3節-(2)-③
都市景観			
安全・安心	（防災について） ・五小以外にも逃げられるようにする（道路を整備する） →生活道路＝緑の生け垣、見通しを確保する →道路の狭さを改善する（セットバック）	（防災について） 本計画においては、地区計画制度等を活用した道路境界線からの壁面後退等により避難路の閉塞防止を図ることを方針として示しました。	4章-5節-3-(2)-①
	（防犯について） ・夜間の寂しさを改善したい →防犯、市職員も回っている	（防犯について） 警察との相互協力を軸にすえながら、地域団体、事業者等と連携したパトロールの実施や、様々な啓発活動により、立川駅周辺の体感治安やマナーの向上に取り組むとともに、防犯の視点から、自治会等による防犯カメラの設置補助や、見通しの良い公園の整備、該当の設置、歩道の整備等の取組を推進することを方針として示しました。	4章-5節-3-(2)-⑥
にぎわい・活力	（地域コミュニティについて） ・地域福祉アンテナショップを作る	（地域コミュニティについて） 令和7年に策定した「第五次地域福祉計画」において地域福祉アンテナショップの拡充を目指しています。また、本計画においても、地域コミュニティの活性化を図るため、地域福祉アンテナショップの活用推進について方針として示しました。	4章-6節-(2)-②
その他	・ららぽーと×行政×住民の連携を深める ・桜を植えて、落ち葉拾いは地域や町内で実施する。掃除を通してコミュニケーションをはかる ・広場がほしい ・二小前では自主的に活動されている方がいて、朝の風景として良い ・子どもの見守りや交通安全指導によりコミュニケーションをはかる ・子どもと高齢者がつながる場の整備 ・小学校で、誰でも参加できる楽しいイベントを開催する	今後の社会変化に対応した持続可能なまちづくりを進めるため、市民・事業者・行政が一体となったまちづくりを推進するしくみを構築し、まちづくりに関する市民参加や地域が主体となって行う活動を支援することを、方針として示しました。 また、本計画の実現にあたっては、事業者による開発事業との調整が必要となることから、大規模開発事業等の展開や地域社会の変化に対応した新しいまちづくりのしくみを構築することを、方針として示しました。 今後、このしくみづくりを進めるうえでの参考とさせていただきます。	6章-1節-2-(3)

まちづくり懇談会におけるご意見と素案への反映について

● 北部東地域（栄地区、若葉・幸地区）

	取り組みや活動アイディア	都市マスへの反映	該当箇所
土地利用	（若葉小跡地の活用について） ・ 今ある施設を有効活用し、そこに行きたくなるような場所にする ・ 行きたくなる場所を作る →若葉小跡地の暫定利用“立ち寄れるステキな場所”！ →若葉小跡地を緑の多い風が吹く心地よい場所へ！ →カフェを放課後学校の場にする！ →図書館のような“居場所”をつくる、使い方を考える！ →お風呂（スパ）があると良い	（若葉小跡地の活用について） 若葉小跡地については、若葉町まちづくり方針に基づく跡地利用を進めていくことを方針として示しました。	5章-4節-3-(2)-② など
道路・交通	（道路・歩行空間について） ・ 目的地まで行きやすい“歩”道を整備する →団地内なら歩きやすい道をつくれそう ・ 広い歩道にベンチを置き、“人が集まれる”ようにする ・ 行きたいところへ安全に行きやすくする	（道路・歩行空間について） 地区計画の活用により歩行空間の拡充を進めること、都市計画道路の整備推進について本計画に示しました。道路ネットワークの形成を進めることにより、交通量の分散化を図り、安全性が向上するものと考えます。	4章-2節-(2)-③ など
	（交通手段について） ・ 若葉会館にくるりんバスが通るようにする ・ 子供が各施設に行きやすいようにする	（交通手段について） 「地域公共交通計画（策定中）」に基づき、近隣都市間や拠点間を結ぶ主要なバス路線の維持とともに多様な移動手段を展開することを本計画に示しました。 また、公共交通によるアクセス性を考慮し、立地を含め検討する旨を本計画に示しました。	4章-2節-(2)-② など
みどり・環境	（緑の保全・創出について） ・ 生産緑地を宅地でなく緑にしていく計画があると良い ・ 緑をつくる	（緑の保全・創出について） 都市農地は、都市にあるべきものとして位置づけられており、多面的な機能を有していることから、生産緑地制度や立川市農地バンク制度などの活用により保全を図ることを示しました。また、やむを得ず宅地する場合、農的空間を残した開発行為の誘導を検討することを示しました。 緑の創出については、公園等の整備のほか、民有地への緑化の誘導により緑の創出を図ること、清掃工場跡地については、「若葉町まちづくり方針（令和5（2023）年）」を踏まえ、隣接する若葉緑地と一体的な活用を進めることを方針として示しました。	4章-3節-(2)-② など
都市景観			
安全・安心			
にぎわい・活力	（まちづくりの考え方について） ・ 『人が来るまち』『人が住みたいまち』の2つの視点が大切 →若葉町を住みたくなるまち、ここに来たくなるまちへ	（まちづくりの考え方について） 第5次長期総合計画では「定住人口の確保」と「交流人口の増加」が必要としており、2つの視点は本市にとって非常に重要と考えています。 このため、本計画では、「まちづくりの目標」として、広域的な視点から「多摩地域における中心都市としてのにぎわい続けるまちづくり」、地域的な視点からは「だれもが出かけやすく、出かけたくなるまちづくり」、「安全・安心で暮らしやすいまちづくり」を掲げました。 これらを踏まえ、新たに若葉町団地およびけやき台団地の周辺を生活の中心地として位置づけ、団地の建て替えに合わせ、交通結節機能の向上と生活利便施設の誘導等により、にぎわいと利便性の向上を目指すことを方針として示しました。	5章-4節-3-(2)-② など
その他	・ 災害時の対応：防災情報を周知、広報する ・ 災害対応要配慮者への対応を検討する ・ 立川の良さもっとアピールしたい ・ 他の自治体や学校との交流 ・ 錦町を参考にウォークラリーやった先行地区をモデルにし、他地区にも広げる ・ 緑道を生かした親子ウォークラリー等を実施してみては？錦町からウォークラリーの知見をもらった ・ 自治会入っている人、自治会入っていない人で対応を変えるのは変。平等と自治会運営の問題 ・ 自治会情報活動内容を発信する	都市計画マスタープランに直接結びつくものではありませんが、担当課と共有するなど、市政の参考にさせていただきます。	－

まちづくり懇談会におけるご意見と素案への反映について

● 北部中地域（上水南地区、上水北地区）

分野	取り組みや活動アイディア	都市マスへの反映	該当箇所
土地利用			
道路・交通	（道路・歩行空間について） ・安全対策として歩道を拡げ、歩道を設置する（行政の役割） ・都市計画道路3・3・3号線と西武線（玉川上水-武蔵砂川）との交点を地下化 ・車イスが歩道を通れるように自転車道の整備を促進する	（道路・歩行空間について） 地区計画の活用により歩行空間の拡充を進めること、都市計画道路の整備推進について本計画に示しました。道路ネットワークの形成を進めることにより、交通量の分散化を図り、安全性が向上するものと考えます。 また、自転車については、自転車活用推進計画に基づく走行環境の整備（ナビマーク・ナビライン）の整備を進めることを本計画に示しました。	4章-2節-(2)- ①・③ など
	（交通手段について） ・タクシーの安価利用やシェアライド ・バス運転手不足を、LRT を活用して解決する ・中央南北道3・3・3（新五日市街道）公園北通りに、道路建設の見返りとしてLRT を整備する	（交通手段について） 本計画において、「地域公共交通計画（策定中）」に基づき地域内の多様な移動手段の展開に取り組むことを本計画に示しました。	4章-2節-(2)- ② など
みどり・環境	（公園等の活用について） ・砂川公園は良い公園だが、平常時も防災面でもやや使いにくいいため、公園の使い方を広げる ・緑を守るために清掃活動を充実させる（ボランティア、玉川上水の自然を守る会）	（公園等の活用について） 本計画において、別途策定中の「立川市公園施設管理運営方針」に基づき、計画的な公園の再編や、開発行為により市に提供される公園設置基準等の見直し、民間活力の導入等により、新たな時代のニーズに応えた市民のための公園づくりに取り組んでいくことを示しました。	4章-2節-(2)- ③ など
	（農地について） ・農地を減らさない取り組み ・農家支援スタッフを募集する。収穫を市民参加で実施する ・農業体験	（農地について） 都市農地は、都市にあるべきものとして位置づけられており、新鮮で安全・安心な農産物の供給とともに、防災や景観、環境など多面的な機能を有していることから、生産緑地制度や立川市農地バンク制度などの活用により保全を図ることを示しました。 また、やむを得ず宅地する場合には、最低敷地面積の活用などにより地区にふさわしい良好な環境形成を誘導することなどを示しました。 こうした方針に基づき、農業振興施策と連携しながら農地保全に取り組んでいくとともに、無秩序な宅地化の抑制に努めていきます。	4章-3節-(2)- ② など
都市景観			
安全・安心	（空家の活用について） ・空き家バンクの制度をつかって居場所をつくる	（空家の活用について） 「立川市空家等対策計画（改定中）」に基づき、法改正の動向を注視しながら、空家等の発生抑制の啓発、適正管理や利活用の促進を図ることを方針として示しました。 また、「立川市空家等対策計画（改定中）」では、空家等の所有者と利活用を希望する方を結びつけるしくみの構築を目指しています。 これらに基づき、利活用促進の取り組みを進めていきます。	4章-5節-2-(2)- ③
にぎわい・活力			
その他	・防災対策として、昭和記念公園で地域が合同で訓練を実施する（昭和記念公園の砂川口には、マンホールトイレ、防災用品、飲み水がある） ・緑化率を確保するための保証を、土地を売る時に申告させる ・国分寺の事例を参考に、緑を残す方法を考える。国分寺市は緑が無くなる前に公表している。 ・自治会や町会加入のきっかけとなるイベントを実施する。防災がきっかけになるかもしれない ・武蔵砂川駅と西武立川駅は委託化し、市役所の連絡所、窓口サービスセンター（選挙の期日前投票所にも）として活用する ・上砂町では12年前からゴミの減量として、生ごみのリサイクルに取り組んでいる ・地域の中学生在がゴミ拾いをしている ・子どものアイデアを実現する取り組み（車イスでも押しやすい押しボタンを開発した事例あり） ・不登校の時に家の手伝いをさせる	今後の社会変化に対応した持続可能なまちづくりを進めるため、市民・事業者・行政が一体となったまちづくりを推進するしくみを構築し、まちづくりに関する市民参加や地域が主体となって行う活動を支援することを、方針として示しました。 また、本計画の実現にあたっては、事業者による開発事業との調整が必要となることから、大規模開発事業等の展開や地域社会の変化に対応した新しいまちづくりのしくみを構築することを、方針として示しました。 今後、このしくみづくりを進めるうえでの参考とさせていただくとともに、担当課と共有するなど、市政の参考にさせていただきます。	6章-1節-2-(3)

まちづくり懇談会におけるご意見と素案への反映について

	・ こんぴら橋会館を活用するべき ・ 子ども食堂を高齢者も含む皆の食堂にする →ファーマーズセンターみのーれ立川と給食センターを活用できると良い ・ 皇居ランのように、昭和記念公園を一周するコースを設定してはどうか ・ 駅周辺の新しい施設は市民向けではないため、昭和記念公園周辺に市民が楽しめる場を作れると良い ・ 自治会町会への加入メリットを作る（例）有料ゴミ袋への支援 ・ 加入促進に、行政との協働 PR の強化		
--	--	--	--

まちづくり懇談会におけるご意見と素案への反映について

● 北部西地域（一番・西砂地区）

	取り組みや活動アイディア	都市マスへの反映	該当箇所
土地利用	（西武立川駅北口の土地利用について） ・塾、病院、動物病院、子育て施設、コンビニ ・人が滞留する場所がほしい（バス待ちできる所） ・地域の人達が世代交代しつつあるので、以前、実現しなかった話も可能性があるかもしれない →区画整理などのため行政とともに『権利者の意向確認』・『まちの将来像を話す場をつくる』 →市が地元意向を聞く機会を作ってくれと有難い	（西武立川駅北口の土地利用について） 生活の中心地として、基盤整備に合わせた用途地域の変更と、それに向けた西武立川駅北口の将来像を作成・共有することを方針として示しました。 この方針のもと、まずは地域との意見交換等、拠点の形成に向けた取り組みを進めたいと考えています。	5章-6節-2-(2)-④ など
道路・交通			
みどり・環境	（農地の宅地化について） ・人口が増えすぎないような開発計画を立てるべき →小学校区を見直せないか ・畑も近年は人手が足りなくなりつつある	（農地の宅地化について） 都市農地は、都市にあるべきものとして位置づけられており、新鮮で安全・安心な農産物の供給とともに、防災や景観、環境など多面的な機能を有していることから、生産緑地制度や立川市農地バンク制度などの活用により保全を図ることを示しました。 また、やむを得ず宅地する場合には、最低敷地面積の活用などにより地区にふさわしい良好な環境形成を誘導することなどを示しました。 こうした方針に基づき、農業振興施策と連携しながら農地保全に取り組んでいくとともに、無秩序な宅地化の抑制に努めていきます。	4章-3節-(2)-② など
都市景観			
安全・安心			
にぎわい・活力	（地域活性化について） ・道の駅のようなものが出来ないか？くるりんバスも通らせる ・ドンと大きな拠点施設よりも、ばらばらになっていた機能を集約する方が現実的かもしれない	（西武立川駅北口の土地利用について） 生活の中心地として、基盤整備に合わせた用途地域の変更と、それに向けた西武立川駅北口の将来像を作成・共有することを方針として示しました。 この方針のもと、まずは地域との意見交換等、拠点の形成に向けた取り組みを進めたいと考えています。	5章-6節-2-(2)-④
その他	・GLP に地域貢献してもらえないか ・もっと多くの人の意見を聞きたい。新しい人にも参加してほしい ・今日のワークショップの結果を地域の人にも届けられないか	今後の社会変化に対応した持続可能なまちづくりを進めるため、市民・事業者・行政が一体となったまちづくりを推進するしくみを構築し、まちづくりに関する市民参加や地域が主体となって行う活動を支援することを、方針として示しました。 また、本計画の実現にあたっては、事業者による開発事業との調整が必要となることから、大規模開発事業等の展開や地域社会の変化に対応した新しいまちづくりのしくみを構築することを、方針として示しました。 今後、このしくみづくりを進めるうえでの参考とさせていただきます。 また、地域別懇談会の結果については、参考ページの掲載を予定しています。	6章-1節-2-(3) など